建設発生土受入契約書

建設発生土 排出業者(以下「甲」という。)と建設発生土 受入業者 株式会社アルバライフ(以下「乙」という。) との間で、下記のとおり契約を締結する。

- 1. 工事名
- 2. 建設発生土排出場所
- 3. 搬入期間 令和年月日~令和年月日
- 4. 搬入予定数量
- 5. 単 価 800円/t (消費税抜き)
- 6. 支払方法 甲は、予定数量に応じた金額を事前に支払うものとする。
- 7. 予 約 票 乙は、搬入車両ごとに甲に対して予約票を発行するものとする。

t

(目 的)

第 1 条 1.この協定書は、甲が施工する 工事に伴う建設発生土を、 乙 が所有する受入場に搬入するために必要な事項を定め、関係事務等の適 正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(受入場所)

第2条 1. 搬入場所は 岩手県九戸郡軽米町大字山内第9地割30とする。

(数 量)

第3条 1. 甲は上記の数量を保証するものではない。また、工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、上記の数量を増減することができる。

(受入時間及び搬入の連絡)

- 第4条 1. 受入時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。
 - 2. 天候等及び工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、 受入時間を変更することができる。
 - 3. 甲は、搬入日時と数量を搬入2日前までに乙に連絡する事。

(責任区分)

- 第5条1. 建設発生土の品質については、添付資料1 建設発生土受入要項の基準による。
 - 2. 甲は必要に応じて、搬出現場にて乙へ搬入する建設発生土の土質性状及び 環境安全性にかかわる調査・試験を行い、安全性を確認する。調査・試験方 法などについては、甲乙協議によるものとする。
 - 3. 甲は、搬入場所までの建設発生土の運搬上の安全管理を行う。 搬入場所までの対車両、対人との事故、車両の事故等に関しては、乙は一切 の責任は負わないものとする。
 - 4. 乙は、搬入土砂及び搬入場所の管理を行う。

(搬入条件)

- 第6条 1. 排出現場から受入場までの運搬経路について、添付資料2 建設発生土運搬 経路によるものとする。
 - 2. 搬入土砂の土質性状が、搬入時に第5条1項で確認承諾した性状と著しく異なる場合は、乙は搬入を拒否できる。この場合、甲は建設発生土を甲の費用で持ち帰らなければならない。

(権利義務の譲渡)

第 7 条 1. 甲は、この協議によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(契約解除)

第8条1. 甲又は乙は、相手方が本契約に定める条項に違反したために、契約の目的を 達成することができないと認められる場合は、事前に相手方に通告した上 で、本契約を解除することができる。

(契約不適合)

第9条 1. 甲は、搬入上の品質性状に契約不適合があった場合、その不適合及び不適合 に起因して生じる一切の負担を負う。

(その他)

第10条 1. この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める こととする。

以上、契約の証として、本書 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 会社名 代表者

乙住所会社名代表者

添付資料1 建設発生土受入要項

受入土石の品質基準は、国土交通省「発生土利用基準について」土質区分による第4種建設発生土以上の品質のほか、以下の基準による。

- 1. おおむね含水比が80%以下で、標準仕様ダンプトラックに山積み出来ず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態でないもの。
- 2. 多量の草木、木根、その他有機物を含まないもの。
- 3. 「土壌汚染対策法」による汚染度ではないもの。
- 4. アスファルト塊、コンクリート塊、がれき類、プラスチック、鉄、紙等の廃棄物を含まない もの。
- 5. 重金属、油等の有害物を含まないもの。
- 6. 悪臭を放たないもの。

建設発生土搬入経路



